

「安全保障法制」の参議院における強行採決に抗議する会長声明

2015年（平成27年）9月24日

兵庫県弁護士会

会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

当会は、「安全保障法制」に関し、参議院において強行採決したことに抗議する。

〈声明の理由〉

当会は、本年5月18日付「安全保障法制の閣議決定に対する会長声明」、本年6月8日付「『平和安全法制整備法』案、及び『国際平和支援法』案の廃案を求める会長声明」、本年8月6日付「『安全保障法制』の衆議院強行採決に抗議する会長声明」において、いわゆる「安全保障法制」の成立に反対していたが、同法案は、本年9月19日、参議院本会議にて、「安全保障法制」が可決され、成立した。

当会は、「安全保障法制」は、憲法第9条に抵触する法案であることを指摘してきたが、同様に、大学教授を始めとする学者、元内閣法制局長官、元最高裁判事が、安全保障法制を憲法違反ないしその疑いがあるとの意見を表明し、世論調査でも、今国会での成立に反対であるとの意見が多数を占めている。

当会が本年6月21日に開催した「集団的自衛権行使容認と特定秘密保護法に反対する兵庫大集会・パレード」や本年8月29日に開催した「安保法制関連法案と特定秘密保護法に反対する神戸・尼崎・姫路・豊岡・同時一斉パレード」には、合わせて約1万5000人もの市民が集まるなど、兵庫県内において、安全保障法制に反対する市民の声は定着し、さらに広がり続けている。

当会は、このたび、「安全保障法制」に関し、参議院が強行採決したことに抗議するとともに、今後も、憲法に違反する「安全保障法制」の廃止を求め、さらなる取組を継続していくことを宣明する。

以上